

令和元年5月27日現在

機関番号：17401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16906

研究課題名(和文)幕藩制国家の公文書管理の構造と法概念形成過程の研究 公事方御定書を素材に

研究課題名(英文) Research on the structure of Shogunate and domain system's document management and the process of legal concept formation

研究代表者

安高 啓明 (YASUTAKA, HIROAKI)

熊本大学・大学院人文社会科学研究部(文)・准教授

研究者番号：30548889

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：徳川吉宗が制定した公事方御定書は、成文法典として近世法制史上で画期とされる。これまでの厳刑主義から一転して寛刑主義を採用したことから一部の幕府役人のみが閲覧することができた秘密法典だった。しかし、実際には多方面に流布していた実態が浮かび上がり、現在でも全国各地に存在する。そこで本研究では公事方御定書の流布の系統を探るとともに、当時の法概念の形成過程を検討した。そこには幕府の杜撰な公文書管理や法典を貪欲入手しようとした近世社会に生きる人々の姿があった。また、役人として職責よりも個人的由縁を重視したため公事方御定書が漏洩しているなど、近世における人間社会の実態も詳らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

人と法の関係は、普遍的なものがある。法を制定するということは支配者による特権の事項であり、被支配者は法を入手するという構造が近世社会には築かれていた。今日のように情報公開が進んでいなかった江戸時代において、役人はもとより、町や村に住む人たちも大きな関心事となっていた。秘密にされるほど、これを入手しようとする動きがあることは今日にもつながることである。今日の法治国家が形成される過程を、公事方御定書を素材に明らかにすることができたことは大きな意義と考える。

研究成果の概要(英文)：The KUJIKATAOSADAMEGAKI of official law enacted by TOKUGAWA Yoshimune is regarded as the modern Japanese legal history as a *lex scripta*. It was a secret code that only a part of the shogunate officials could view because it adopted the penalization principle in reverse of the previous strict principle. However, in reality the fact that has spread in many directions comes to light, and is still present all over the country. So, in this research, we investigated the system of the spread of the official statement, and examined the formation process of the legal concept at that time. There was a figure of people who lived in the modern society who tried to greed the secular official document management and code of the Shogunate. In addition, the facts of the human society in the early modern period were also known, such as the official statement of the Public Code leaked because the emphasis was on personal relationships rather than duties as an official.

研究分野：日本近世史

キーワード：公事方御定書 徳川吉宗 大岡忠相 熊本藩 法の伝播 法認識

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

江戸幕府における司法制度改革の一画期とされた公事方御定書は、これまでの判例法や慣習法をまとめた成文法典として寛保2(1742)年に成立した。これまでの厳刑主義から脱却した寛刑主義を採用することになった幕府は、高官(老中や三奉行、京都所司代、大坂城代)にのみ閲覧を許した。いわゆる“秘密法典”化することによって、転換期の混乱を防ごうとした意図がある。文書主義の原則に立てば、公事方御定書の管理は徹底されるべきものであった。しかし、実際には各地のあらゆる層の間で写本が作成されて伝播しており、今日でもその所在を確認することができる。これまで多くの研究者により、写本の存在が指摘されてきたものの、幕府の文書管理の実態や、伝播ルートの類型化、近世社会における法概念の醸成といった重層性について総合的に分析して言及されていない。そこで先学の驥尾にふしなから、公事方御定書を通じた近世社会における“法の伝播”をテーマに調査する必要性を以て、各身分間における法のとらえ方、認識についての検証を試みることにした。

2. 研究の目的

近代国家の成立は、徹底した公文書管理を背景にした法治主義の原則が前提にある。とすれば、日本における近代国家の嚆矢とも位置付けられる江戸幕府の文書管理の実態を明らかにすることは、支配構造ならびに社会構造をも詳らかにすることにつながる。江戸時代は、幕藩体制国家といわれるように、全国統一的な法令とともに、地域のみにも効果を有する藩法が存在する。また、身分制社会を反映した武士法・町法・村法・職人法などと重層的な法圏が形成されている。これらがそれぞれに影響を受けつつも独自性を有しており、これが一定程度幕府に認められるところであった。

特に今回の研究課題として掲げた公事方御定書は、日本法制史上、一画期とされる成文法典である。公事方御定書の存在は、内容の秘匿性に反して、近世社会に広く知られているものだった。そこに幕府の秘密主義の立場が作用していたのか。どのように公事方御定書の管理が行なわれていったのかを検討することで、近世官僚制の一側面を明らかにすることができる。また、近世社会における様々な身分階層においてこれを入手する動きが生じたのかを分析して、公事方御定書を手に入れたことによってそこにどのような法概念が醸成されていったのかを検証し、支配者・非支配者間における“法”の管理ととらえ方を解明することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、これまで取り組まれてきた公事方御定書の原テキストの復元の成果に依拠しながら、大学や博物館、図書館等に残されている原史料を実見し、公事方御定書の写本の種類の分類、伝播過程の系統を明らかにするものである。公事方御定書写本には、その奥書に作成者の情報が記されていることがある。主な情報は 作成者氏名 所在地 役職 作成年 借受先でこれら5項目の全てが記されていることもあれば、一部、もしくは無記載の場合もある。このなかでも 借受先は、公事方御定書の伝播ルーツを示す重要なもので、この分析が本研究の核となる。

上記した伝播ルートの解明をもとに、写本内容の精査を行なった。公事方御定書は元来90ヶ条とされるが、その後、103ヶ条に増補されていった。寛保2年時の90ヶ条を基に条文が増えていったのは運用によるところが大きく、時宜に合わせて追加されていった。今日流布しているのは103条本、もしくはそれ以上のものであった。写本によって内容にも異同や遺脱、脱文、誤字などもみられ、これらを総合的に分析することで、公事方御定書の写本の精度とともに、入手した人物の法認識を検証した。

公事方御定書の伝播過程と内容分析を行なっていくにあたって、各県で所蔵されている古文書調査が中心となる。幕府史料群 藩政史料群 地方史料群 個人コレクション群を主たる対象として、国立国会図書館、国立公文書館(紅葉山文庫)、江戸東京博物館(石井良助コレクション)、早稲田大学図書館、熊本大学附属図書館、長崎歴史文化博物館などである。国立公文書館は幕府伝来の史料群で、長崎歴史文化博物館は長崎奉行所で保管されたもの、熊本大学附属図書館は、熊本藩主細川家による藩政史料群である。幕府と藩の双方に伝来する史料を調査することで、幕府から天領、藩と重横断的に伝播した過程に迫ることができる。また、個人コレクションからも、町や村といった地方にまで伝わった過程を追うことができ、階層ごとに公事方御定書の広がりを見ることが出来る。

このように支配者間における公事方御定書の伝播とともに、被支配者間で共有された公事方御定書の内容を含めて検討することで、重層的な“法の伝播”と認識を明らかにしていくことができる。また、その内容や精度を検証することで、入手階層における法認識を明示し、近世社会における法概念についても詳らかにしていく。

4. 研究成果

本研究で公事方御定書の伝播過程を分析することによって、江戸幕府における文書管理の実態を明らかにすることができた。守秘義務が生じている業務にあった実務役人たちが、公事方御定書の貸借を行ったり、さらには閲覧が公式に認められていた三奉行らが在勤中に自ら写本を作成している実態もみられた。そこには、公文書管理体制の不徹底とともに、そこに罰則規定がなかったために、こうした現象が起こったと結論づけた。そこで、本研究を通じて明ら

ちは共通してこういう認識をしていた。秘密主義の体裁をとったことがかえって、写本を所持することへの価値を高めるとともに、法認識を高めていくことになったのである。

江戸幕府の公文書管理の不徹底が多く、写本を生むことにつながった。公事方御定書が制定されて10年後には長崎にその伝播が確認されるなど、早い時点でその性格は瓦解していた。体制的に管理しきれなかったことが流布の要因となり、幕府の要職にあった役人から漏洩したことは看過できない。それは、公事方御定書の質が高かったことが彼らの国元への漏洩をもたらすことになったのである。藩法制定の参考としたり、研究の対象にしたのである。そこには武家諸法度の「江戸の法度の如し」を遵守する幕藩体制秩序があった。その一方で、流布によって法の理解という点では効果をもたらした。このように、幕府の法治国家の実態を公事方御定書の入手から明らかにすることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

安高啓明、「公事方御定書」の伝播過程と法文認識、法史学研究会会報、査読有、22号、2019、pp68-86

安高啓明、川端駆、史料紹介『御穿鑿所引取書達書控(抄録)』(1)、永青文庫研究、2号、2019、pp105-128

安高啓明、久保春香、享保期島原藩における唐船打ち払いと漂着船対応、西南学院大学博物館研究紀要、査読有、7号、2019、pp35-56

安高啓明、『踏絵』を見直す、本郷、査読無し、137号、2018、pp17-19

安高啓明、島由季、幕藩体制下のキリシタン政策 熊本藩を中心に、査読有、6号、2018、pp1-29

〔学会発表〕(計 1 件)

安高啓明、長崎奉行所における司法制度の改正過程、公益財団法人史学会、2017年

〔図書〕(計 4 件)

安高啓明他、岩田書院、近世長崎法制史料集2、2018、618

安高啓明、吉川弘文館、踏絵を踏んだキリシタン、2018、268

安高啓明、昭和堂、トピックで読み解く日本近世史、2018、263

安高啓明、弘文堂、幕藩制国家と地域支配、出口雄一他編『日本法制史概説』、2018、pp258-296

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。